

## 入札心得

佐賀県大町町

### 第1条 入札保証金

大町町財務規則第105条により、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上とする。ただし、過去2年間公共工事において、同等及び同規模以上の施行実績が2回以上ある者は、実績契約書の写と免除申請、又は、その者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは契約書を入札事前に提出し承認を得るものとする。

なお、指名競争入札における入札保証金は免除とする。

### 第2条 契約保証金

契約金額が500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する。契約保証金は、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって代えることができる。

また、公共事業履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約金額が500万円未満の場合、大町町財務規則第124条第3項第3号により免除することができる。

### 第3条 契約保証金の納付

契約保証金の納付は、契約書の提出と同時に行うこと。

なお、利付国債又は保証事業会社の保障を契約保証金の納付に代える場合及び公共事業履行保証証券又は履行保証保険契約により契約保証金の納付を免除しようとする場合は、契約書と同時に保証書等を提出すること。ただし、議会の議決を要する契約に該当するため仮契約を締結する場合は、議会の議決後速やかに納付するものとする。

### 第4条 無効の入札

下記各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者。
- (2) 当該競争について不正行為を行った者。
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑については誤脱並びに判読不可能な記載をした者。
- (4) 一人で2以上の入札をした者。
- (5) 入札保証金の納入額が不足した者。
- (6) 代理人でその資格のない者。
- (7) 大町町暴力団排除条例（平成24年3月15日条例第1号）第2条に規定する暴力団等
- (8) 内訳書の提出がない者。
- (9) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合。
- (10) 前各号に掲げる者のほか競争の条件に違反した者。

## 第5条 失格の入札

下記に該当する場合はその者を失格とする。

最低制限価格を定めた入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札をした場合。

## 第6条 入札の中止又は延期

下記各号の一に該当する場合は、入札を中止又は延期する。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 施工場所の形状が変更され、当初の工事計画が達成されないと認めるとき。
- (3) 事業の廃止若しくは変更その他必要があると認めるとき。

## 第7条 入札の辞退

入札の参加資格を有する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行しているものに直接提出して行う。

## 第8条 落札者の決定

予定価格の制限範囲内の価格で、最低制限価格（大町町財務規則第103条の規定による）以上（下記第9条の最低制限価格の設定方法）の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

## 第9条 最低制限価格の設定方法

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

この最低制限価格の算定方法は、予定価格が1,000万円を超える工事に限る。

### 【計算式】

- ①直接工事費×0.97  
(機械経費0.95 労務費1.00 材料費0.95)
- ②共通仮設費×0.90
- ③現場管理費×0.90
- ④一般管理費等×0.68

- (2) 1,000万円を超えるその他の請負契約については、10分の7.5から10分の9.

2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額で設定する。

(3) 1,000万円以下の工事又はその他の請負契約については、最低制限価格は設けない。

#### 第10条 入札金額の記載方法

落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 第11条 入札書の様式

入札書の様式は、大町町財務規則（別記第59号様式）に準ずる。

#### 第12条 委任状の提出

入札参加業者の代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。委任状の様式は、別添様式2を参考様式とする。委任状に記載する住所は、委任者の自宅住所を記載すること。

#### 第13条 入札の回数

入札は、2回までとする。

#### 第14条 内訳書の提出

入札に際しては、別紙様式4の内訳書に記名・押印し1部提出しなければならない。

#### 第15条 建設共同企業体に関する事項

(1) 入札書及び委任状に記載する入札者の表記は、建設共同企業体の代表者等を記載するものとする。印は建設共同企業体の協定書に添付した使用印鑑届の印を使用する。

(記載例)

住 所 (建設共同企業体の協定書に掲げる事務所の所在地)  
氏 名 ☆☆・〇〇建設共同企業体  
代表者 ☆☆建設株式会社  
代表取締役 何 某 印

(2) 契約書に記載する請負者の表記は、当該建設共同企業体の名称及び代表者の外構成員すべてを記載する。

(記載例)

☆☆・〇〇建設共同企業体  
代表者 □□市□□町□□番地  
☆☆建設株式会社  
代表取締役 何 某 印  
構成員 △△市□□町□□番地  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 何 某 印

#### 第16条 入札結果の公表

入札結果については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の規定に基づき入札終了後速やかに公表する。

#### 第17条 契約書の作成

契約書は、工事の場合、大町町財務規則（別記第63号様式（その1））に定める様式とし、大町町建設工事請負契約約款を袋とじする。委託の場合は委託契約書及び仕様書を袋とじする。作成部数は、契約当事者数と同数とする。

#### 特記事項

議会の議決を要する契約の場合は、仮契約の締結となるので、契約書中に「この契約書は大町町議会の契約議決を得たのちに本契約に変わるものとする。」旨を特記すること。

#### 入札心得に関する問合せ先

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地

大町町役場 農林建設課

電話 0952-82-3151 FAX 0952-82-3117